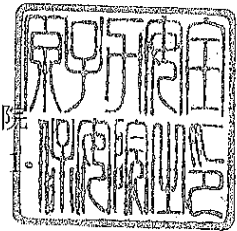


# 経済産業省

平成18・12・26原院第5号  
平成18年12月27日

液化石油ガス保安規則第93条の2、第96条（特定消費設備に係る事故に限る。）並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第131条第2項の運用について

経済産業省原子力安全・保安院  
NISA-274a-06-01



原子力安全・保安院は、液化石油ガス保安規則（以下「液石則」という。）第93条の2、第96条（特定消費設備に係る事故に限る。以下同じ。）並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「液石法施行規則」という。）第131条第2項の運用について下記のとおり定める。

## 記

1. 液石則第93条の2及び第96条に規定する事故報告及び事故届の取扱については、次のとおりとする。
  - (1) 液石則第93条の2の規定により液化石油ガス販売事業者が行う事故情報の報告先について  
特定消費設備に係る事故が発生した場合には、別表1により事故報告を行うこと。
  - (2) 液石則第93条の2及び第96条に規定する事故報告及び事故届に係る特定消費設備の機種について  
事故報告及び事故届に係る特定消費設備の機種については、別表2の中から選択すること。
  - (3) その他
    - ① 液石則第93条の2の規定に基づき液化石油ガス販売事業者が当省に対して行う事故報告の期限等について  
本報告は、事故の発生及び当該事故に係る情報を直ちに当省に報告することにより、人的被害や物損被害が少ない場合でも、全国的な同様の事例調査や一般消費者等に対する注意喚起等の対応を速やかに行う必要性を判断することを主目的としているものであることから、報告事項のうち不明な点がある場合には「不明」である点を明確にした上で、直ちに報告を行うこと。

なお、当初報告時点において「不明」と報告した事項については、本報告の趣旨にかんがみ、新しい情報が入り次第、追加報告をすること。

追加報告の実施期間は、都道府県知事が当省に事故詳報を提出するまでの期間である「事故発生の日から10日」とし、その時点において、なお不明な場合においては、都道府県知事が液石則第96条の2の規定により作成する事故報告に必要な調査への対応として、都道府県知事に対し回答又は追加報告すること。

② 液石則第96条の規定に基づき液化石油ガス販売事業者が都道府県に対して行う事故届の提出期限等について

本届は、事故の発生及び当該事故に係る情報を遅滞なく都道府県知事に提出することにより、二次災害の防止、当該事故原因の究明・再発防止等を図ることを主目的として実施するものであり、本届を受けた都道府県に対して、事故の発生後一定期間が経過した後に当省宛の事故詳報の提出を求めているものである。

このため、本届の当初提出時点において報告事項のうち不明な点がある場合には「不明」と記載の上、遅滞なく都道府県宛提出を行うことはやむを得ないと考えるが、本報告の趣旨にかんがみ、都道府県知事が液石則第96条の2の規定により作成する事故報告に必要な調査への対応として、都道府県知事に対し回答又は追加報告すること。

2. 液石法施行規則第131条第2項に規定する供給開始時調査及び定期消費設備調査に係る帳簿記載事項のうち燃焼器の製造者又は輸入者の名称並びに燃焼器の型式及び製造年月について

本記載事項は、燃焼器に問題があった場合に、当該燃焼器を使用する一般消費者等に対し、的確かつ迅速に注意喚起等の対応をするために、供給開始時調査及び定期消費設備調査を踏まえ帳簿への記載を求めているものである。

長期使用の燃焼器などで、表示ラベルの欠落、刻印の摩耗等により型式の特定が困難な場合又は燃焼器の設置状況によって当該燃焼器の全部若しくは一部を取り外さないと型式の特定が困難な場合には、「不明」として帳簿に記載することもやむを得ないものとする。ただし、当該燃焼器の製造者等に照会の上、不足情報について把握することが望まれる。また、調査未実施の燃焼器との違いを明確に確認できるようにしておくこと。

なお、燃焼器の全部を取り外し、再度設置する場合には、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に抵触するおそれがあることに留意すること。

3. 適用時期について

本運用のうち、1. に記載の事項については、平成19年1月1日以降に行う事故報告及び事故届に適用し、2. に記載の事項については、平成19年4月1日以降に行う供給開始時調査及び定期消費設備調査に係る帳簿への記載に適用する。

(別表 1)

産業保安監督部	管轄の都道府県 (事故発生の都道府県)	事故発生時の報告先
北海道産業保安監督部	北海道	北海道産業保安監督部 保安課
関東東北産業保安監督部	青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県	関東東北産業保安監督部東北支部 保安課
	茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、新潟県、山梨県、 長野県、静岡県	関東東北産業保安監督部 保安課
中部近畿産業保安監督部	富山県、石川県、岐阜県、 愛知県、三重県	中部近畿産業保安監督部 保安課
	福井県、滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県	中部近畿産業保安監督部近畿支部 保安課
中国四国産業保安監督部	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県	中国四国産業保安監督部 保安課
	徳島県、香川県、愛媛県、 高知県	中国四国産業保安監督部四国支部 保安課
九州産業保安監督部	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県	九州産業保安監督部 保安課
那覇産業保安監督事務所	沖縄県	那覇産業保安監督事務所 保安監督課

特定消費設備の名称及び機種

名 称	機	種
燃焼器具	瞬間湯沸器	その他湯沸器
	ガストーブ	風呂釜
	家庭用こんろ	家庭用オーブン
	家庭用炊飯器	その他家庭用
	業務用こんろ	業務用オーブン
	業務用レンジ	業務用フライヤー
	業務用炊飯器	業務用グリドル
	業務用酒かん器	業務用おでん鍋
	業務用蒸し器	業務用焼き物器
	業務用食器消毒保管庫	業務用煮沸消毒器
	業務用湯せん器	業務用めんゆで器
	業務用煮炊釜	業務用中華レンジ
	業務用食器洗浄機	業務用その他
	硬質管	金属管
低圧ホース	液化石油ガス用継手金具付低圧ホース	低圧ホース (その他)
ゴム管等	ゴム管 (両端迅速継手あり)	ゴム管 (その他)
	塩化ビニルホース (両端迅速継手あり)	塩化ビニルホース (両端ゴム継手付)
末端ガス栓	ガス栓 (ホースエンド)	ガス栓 (迅速継手)
	ガス栓 (フレキガス栓)	ガス栓 (その他)
その他	その他	

「瞬間湯沸器」、「その他湯沸器」、「ガストーブ」又は「風呂釜」の場合は、給排気方式として、「開放式」、「自然排気式」、「強制排気式」、「バランス外壁式」、「バランスチャンバ式」、「バランスダクト式」、「強制給排気式」又は「屋外式」の別を記入すること。

「その他家庭用」、「業務用その他」、「ガス栓 (その他)」又は「その他」の場合は、具体的に名称を記入すること。

ガス栓には、過流出安全機構及び検査孔の有無を併記すること。その他、過流出安全機構を内蔵していないガス栓の場合、接続具として安全アダプター (外挿式に限る。) の有無を併記すること。